

企画政策課

☎ 共生協働係(224)

国際交流員による講座のご紹介

～大崎小学校3年生の皆さんと～

3月6日(木)に町の出前講座として大崎小学校の3年生の皆さんと「異文化交流会」をおこないました。児童の皆さんからは国際交流員に町内のお店や歴史、魅力などを紹介してもらい、国際交流員からは母国の文化や踊りなどを紹介し、地域の魅力を再発見するとともに、お互いの文化について楽しく学び合う場となりました。



町では引き続き国際交流員による出前講座を受け付けております。実施を希望される場合は、お電話か二次元コードよりお申し込みください。

【対 象】 学校・自治公民館などが主催する講座

【日 時】 平日10時から16時までの間で1時間程度

【内 容】 ベトナム・ミャンマーの文化や生活習慣の紹介など、ご相談ください。



企画政策課

☎ 企画調整係(222・223)

タクシー利用券を交付します

高齢者や重度の身体障がい等で、移動が困難な方にタクシー利用券を交付することにより、料金の一部を助成します。

事業名	大崎町おでかけタクシー利用助成事業	
補助対象要件	自動車等運転免許証がなく 、下記のいずれかに該当する町民 ① 75歳以上の方 ② 介護保険の要介護度が1以上の方 ③ 下記の手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳(軽自動車税の減免資格を有する方) ・療育(A1またはA2)手帳 ・精神障害者保健福祉(1級)手帳	
申請の流れ	補助対象者または代理の方が右記身分証明書をお持ちの上、企画政策課にて申請してください。	<補助対象要件①に該当する方> ・身分証明書(生年月日が分かるもの) <補助対象要件②または③に該当する方> ・障害者手帳や介護保険証等、該当する要件を証明するもの ※代理申請の場合は上記と併せて代理申請者の身分証明書をお持ちください。
助成内容	対象者1人当たり利用券72枚(1枚500円、36,000円分)を交付します。 ※年度途中で対象要件を満たすこととなった場合は月割りで交付します。	
利用券を使用できるタクシー事業者	・株式会社野方タクシー ・有限会社大隅観光タクシー(みなとタクシー)	
注意事項	・利用券の再発行はできません。 ・利用期限は令和8年3月31日までです。 ・対象者以外の方は使用できません。(対象者以外の方の同乗は可能)	